



（商標登録番号・第4234817号）

— 第59号 —

河野太郎事務所

ツイッター @konotarogomame

電子メール tarokono1963@gmail.com

ホームページ <http://www.taro.org/>

自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所

〒254-0811 平塚市八重咲町26-8

TEL 0463-20-2001 FAX 0463-20-2002

茅ヶ崎事務所

〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F

TEL 0467-86-2001 FAX 0467-86-2002

議員会館

〒100-8982 千代田区永田町2-1-2

衆議院第二議員会館1103号室

TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

され続けています。

二〇二四年に

保険料の免除と未納の問題

今の日本の公的年金制度は、企業に勤めている勤労者が加入する厚生年金と自営業者や非正規雇用者が加入する国民年金に分かれます。

まずは国民年金を考えてみましょう。

国民年金加入者は、第一号被保険者、厚生年金加入者は、第二号被保険者と呼ばれます。また、第二号被保険者を夫（妻）に持つ専業主婦（夫）は、第三号被保険者として、保険料を納付することなく年金を受け取ることができます。

第一号被保険者と第三号被保険者は、基礎年金を受け取ります。第二号被保険者は、基礎年金と厚生年金を受け取ります。基礎年金は、夫婦で老後の生活に最低限必要な金額が月額一三万二、〇〇〇円という調査を参照し、一人あたりの六万四、八一六円（令和四年度）という金額が

再び年金を考へよう

二〇二二年一月に内閣府が行った「国民生活に関する世論調査」の中の「今後、政府がどのようなことに力を入れるべきだと思うか」という質問に対して、「医療・年金等の社会保障の整備」という回答が六七・四％と最も多くなっています。次が「新型コロナウイルス感染症への対応」で、六五・八％、以下、「景気対策」が五五・五％、「高齢社会対策」が五一・二％でした。

新聞やテレビ等マスメディアが行う世論調査でも、年金をはじめとする社会保障制度の整備は、常に、トップあるいはトップに近い回答を集め、多くの国民が関心を持っていること

年金制度に関する問題は、なくなつたどころか大きくなる一方です。二〇〇四年の年金改革で鳴り物入りで導入されたマクロ経済スライド（*）も、デフレが続くなかでわずか三回しか発動されず、若い世代の負担は軽減されるどころか、むしろ先送り

金生活は守られないということになってしまいます。今こそもう一度、年金改革の気運を盛り上げ、厚労省に任せきりにするのではなく、国民が理解し、納得できる年金の抜本改革を実現しなければなりません。

設定されています。

現在の国民年金保険料は、月額一万六、五九〇円、国民年金加入者は、四〇年間、つまり四〇年×一二ヶ月＝四八〇ヶ月保険料を全額納付した場合、年間、満額の基礎年金七十七万八〇〇円をもらうことができます。月額六万四、八一六円です。

ところが現在、実際に基礎年金をもらっている人の平均給付額は五万四、四二一円しかありません。なぜでしょうか。それは保険料の免除や未納があるためです。

年金の保険料免除を受けると、その期間に相当する分は減額されます。全額免除された期間相当分は満額の二分の一、半額免除された期間は八分の六だけが支払われます。全額免除されても年金を半額もらえるのは、基礎年金の財源の半分が保険料、半分が税となっているため、保険料を免除されても税の分は受けられるようになっているからです。

年金保険料のうち半額を免除されると、基礎年金の財源のうち税で賄われる八分の四に加えて、保険料分の半額である八分の二を受けられま

すからその期間分、満額の年金額の八分の六をもらえることとなります。免除の場合は税の分をもらえませんが、同じように保険料を支払わなくとも、未納にしてしまうと税の分も年金をもらえません。

保険料を全期間である四〇年間、全て保険料の免除を受けると、年金額は約三十九万円となりますが、四〇年間未納にしてしまうとそれももらえません。

厚生労働省が公表している二〇二〇年度のデータによると、国民年金の保険料の免除・猶予者は約六〇九万人となりました。

これは第一号被保険者一、四四九万人の四二％にもなります。さらに、八％にあたる一一五万人が保険料を未納にしています。つまり規定の国民年金保険料を納めている人は七二五万人、第一号被保険者の五〇％にすぎません。

今のような保険料方式の国民年金では、保険料の支払いを忘れる人、保険料を支払いたくてもお金がなくて支払えない人等、未納や免除になる人、つまり将来の低年金者が必ず発生します。また、保険料を支払えないのに支払わない人がいると、年金

財政がその分棄損します。

保険料方式の国民年金では、年金保険料の免除が必要なほど現役期間の所得が低いと、将来の年金金額が下がってしまうので、現在の基礎年金では、当初の目的であった最低限の生活を保障するという機能が果たせていません。

現在、生活保護を受けている六五歳以上の単身高齢者世帯の生活扶助額は一級地―一で月額平均七万六、八八〇円、三級地―二でも六万五、二〇〇円と、満額の基礎年金よりも大きくなっています。

現在、基礎年金をもらっている人の平均給付額は五万四、四二一円しかありません。特に単身の高齢者の場合、これで生活していけるでしょうか。

高齢者世帯の中で生活保護を受けているのは九一万世帯を超え、生活保護受給世帯の五六％を占めており、その内単身高齢者世帯が八四万世帯と生活保護を受ける高齢者世帯の九割が単身世帯となっています。

単身高齢者数五九二万人の中で、その一四％が生活保護を受けるようになってしまっています。

基礎年金の財源問題

また、年金のための負担も公平公正とはいわなくなっています。保険料方式では、国民年金加入者の場合、所得に関係なく一定の保険料を負担しなければなりません。二、〇〇万円の歳費をもらう国会議員（国会議員は第一号被保険者です）も、アルバイトで生計を立てている人も負担するのは同じ一万六、五九〇円です。

また、全国で七九三万人いる専業主婦（夫）のような第三号被保険者は、年金保険料をまったく負担しないのに、満額の年金がもらえます。つまり基礎年金の財源を保険料でまかなおうとすると、さまざまな問題が生じてしまいます。

年金保険料の支払いに応じて年金を給付する制度では、必ず未納や免除が生じます。未納や免除があると基礎年金を満額支給できなくなりま

す。老後になっても収入がある人や資産がある人は年金だけに頼らず生活ができるかもしれませんが、多くの高齢者は年金が頼りです。その結果、年金の支給を受けながら生活保

護も受給する者、年金保険料を支払わず生活保護だけに頼る者が生じま

す。基礎年金ならば、税負担は半額ですが、生活保護は全額税負担です。未納や免除は年金財政には微々たる影響しか与えませんが、国の財政には大きな影響を及ぼします。

老後の最低限の生活を基礎年金で保障するためには、年金保険料の徴収をやめ、税でまかなう必要があります。消費税を国民年金の財源とする方式であれば、買い物をするたびに必ず消費税を支払うので、未納や免除の問題は生じません。

消費税ならば消費金額に応じて年金財源を負担することになります。現在の収入の多寡にかかわらず一律金額の保険料を徴収する現在の方法よりもずっと公平ではないでしょうか。

また国民年金の年金保険料徴収業務が不必要になり、現在、年間数百億円かかっている徴収コストが不要になります。

消費税方式ならば、現役世代だけでなく高齢者も負担していますから、世代間格差の是正にもつながります。

専業主婦（夫）ももちろん消費税を負担していますから、第三号被保険者問題も解消します。

厚労省もさまざまな改革を実施しようとしてきました。しかし、問題の解決にはなっていない。

年金の受給資格を得るために、以前は最低二五年の年金保険料支払いが必要でしたが、厚労省は、無年金を防ぐと称して受給資格を一〇年に短縮しました。しかし、一〇年の保険料支払で受け取ることができると金額は満額の四分の一、月額一万六、二〇四円です。これでは老後の生活は成り立ちませんし、むしろ、一〇年以上の年金保険料を支払わないマインスのインセンティブになりかねません。

厚生年金の加入条件を緩和厚生年金の適用を拡大しようという動きもあります。その結果、現在の厚生年金の年金保険料の標準報酬月額の下限は、八万八、〇〇〇円まで下がりました。この場合の保険料は、労使合計で一萬六、一〇四円です。本人負担分は八、〇五二円に過ぎません。国民年金の保険料一萬六、五九〇円

よりも安い保険料で、基礎年金と厚生年金の両方がもらえるようになつてしまいました。基礎年金しかももらえない国民年金の保険料よりも安い

保険料で、基礎年金と厚生年金の両方がもらえるのは、はたして公平と言えるのでしょうか。

こういう年金に関する議論をするに、消費税方式にすれば消費税率が上がりまうというネガティブキャンペーンが政府内外から沸き起こり、議論そのものが潰されてきました。

あるいは、年金制度に問題があるという主張こそが国民の間に年金不信の種を植え付け、結果的に年金保険料の不払いにつながっているのだ。さらには、低年金の人は遠慮なく生活保護をもらえばよいのだなどというもはや暴論が議員のなかから出てきています。

年金について詳しく理解していないコメンテーターはすぐに消費税率は何パーセントになるのかという方向に議論を持って行きがちです。しかし、基礎年金は、現在でも老後の最低限の生活を保障するとは言い難い状況であるのに、このままではマ

クロ経済スライドが二〇四七年度まで続き、その間、給付水準が切り下げられていきます。第一号被保険者の多くは非正規雇用で、現役時代の収入も限られ、老後の生活も年金が頼りという人が多くいます。現在でも生活保護を受けている単身の高齢者が増えています。

一足飛びに消費税率の話に持っていく前に、今のままでよいのかという議論をしなければなりません。

すなわち、年金額のみで最低限の生活の保障を目指すのかどうか、基礎年金の年金金額をいくらにすべきなのか、年金の他に収入がある場合や多額の資産がある場合、それに応じて年金額を徐々に削減していった方がいいのではないかと、といった議論が必要です。

あるいは消費税率を何パーセントと決めて、その税収の中で支払える年金はどういうものか、誰にいくらを支払うことにするのかを決めるということもあるでしょう。

年金を、今後どのような制度にしていくのかという国民の理解と納得が必要です。

マクロ経済スライド^(*)

あなたが会長を務める自治会が、公民館で炊き出しをやることになりました。大きな釜でご飯を炊いて、おむすびを握ります。そして自治会のメンバー全員に、年齢順に並んでもらって大きなおむすびを配っていきます。しばらくして、あなたはふと心配になりました。釜の中のご飯が思ったよりもずいぶん早くなくなっていくきます。このままでは行列の最後までおむすびを配ることができません。そこであなたは配るおむすびの大きさを、少しずつ小さくしていくことにしました。おむすびを握っている自治会の役員さんたちに、目立たないようにおむすびを少しずつ小さくしていくってくださいと頼みました。これでお釜のご飯はなんとか行列の最後までもつでしょうか。

このおむすびが年金です。そしてこのおむすびを小さくするのが年金の「マクロ経済スライド」です。年金は、本来、インフレに合わせて金額が調整されます。一％の

インフレの時に年金の金額を一％増やさない現実的な購買力は一％小さくなってしまつたためです。

しかし、マクロ経済スライドが入るとそうはなりません。例えば物価上昇率が二％でも、年金の引き上げは二％（スライド調整率）になりません。たとえば物価上昇率が二％、スライド調整率が一・三％なら、二％から一・三％を差し引いた〇・七％分の年金引き上げにとどめられます。名目の年金額は増えますが、実質的な年金の購買力は一・三％分減ることになります。

スライド調整率とは、はやくいえば、現役世代の人口減少率と平均余命の伸び率を足したもので、具体的には「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」＋「平均余命の伸びを勘案した一定率（〇・三％）」です。「えっ、聞いてないよ」とおっしゃるかもしれませんが、これは二〇〇四年、小泉政権の時に決まった政策です。

ところが、二〇〇四年から二〇一四年まで、デフレを理由にマクロ経済スライドは発動されませんでした。はじめに発動されたのがようやく二〇一五年、その後二〇一九年、二〇二〇年にも発動されましたが、結局三回しか発動されていません。

二〇〇四年の年金改革で現役世代の賃金に対する年金の支給額の比率（これを所得代替率といいます）を徐々に引き下げていくはずだったものが、実際にはマクロ経済スライドが発動されず、増えてしまつていま

つまりおむすびが大きすぎることに気がついていたのでおむすびを小さくしてこなかったのです。そのため、お釜の中のご飯は、どんどん減つてしまいました。

これは、名目の年金額は維持するという取り決めがあつたためです。例えば、ある年度は物価上昇率〇％、スライド調整率一・三％だったとします。するとこの年度は、年金額をスライド調整率分一・三％減額するのではなく、据え置くというルールとしたのです。二〇〇四年以降、わが国はデフレが続く、このルールが

あるために、おむすびは小さくなつてこなかったのです。

このままでは年金の積立金がどんどん減つていき、二〇五三年度には積立金がなくなると予測されています。

他方、マクロ経済スライドによつて、現在月額六・五万円の基礎年金が、将来四・七万円まで下がることになりました。これでは年金で暮らしていくことができません。

現在の年金制度は、高度経済成長期の標準世帯（夫が働き、妻は専業主婦、子ども二人）を念頭に組み立てられているため、未婚・離別した女性が高齢になると貧困に陥りやすいといわれています。

現行制度を所与のものとせず、抜本的な年金改革で、国民に信頼される年金制度をつくりあげなければなりません。

河野太郎

公式 twitter
アカウント

@konotarogomame

タイムリーな情報を
配信しています。
是非、フォローして
みてください。